

<生徒心得>

1. 理想を高くもち、自主的、計画的に学習し、自己の向上に努める。
2. 文化的な活動やスポーツを通じて、豊かな心と強いからだをつくり、健康で明朗な学校生活を営む。
3. 服装や言動には良識と品位を保ち、規律ある生活習慣を確立する。
4. 相手の人格を尊重し、礼儀正しく誠意をもって接する。
5. 自治活動やボランティア活動に積極的に参加し、社会に貢献する心を養う。
6. 公共物を大切にし、生活環境の美化に努める。

<諸種のきまり>

1. 次の行為は禁止する。

- (1) 暴力・脅迫・その他、他人に危害をおよぼす行為
- (2) 飲酒・喫煙する行為
- (3) シンナー等の薬物乱用をする行為
- (4) 凶器の携帯や賭博行為
- (5) パチンコ店等、風紀上不健全な場所への立入り
- (6) 飲酒店およびこれに類する飲食店等への立入り
- (7) 教室や廊下での喧騒にあたる行為
- (8) 校舎校具の汚損や破損行為
- (9) 校内外における営利的行為
- (10) インターネット・SNS等による他人を誹謗・中傷する行為及び、学校の品位を汚す行為
- (11) その他高校生としてふさわしくない行為及び、ふさわしくない物品の校内への持ち込み行為

2. 次の場合は、届け出または許可願、交付願を必要とする。

(ア)届け出を必要とする場合

- (1) 生徒または保護者の住所に変更があったとき
- (2) 保護者に異動のあったとき
- (3) 保証人に変更があったとき
- (4) 欠席・遅刻・欠課・早退・忌引きをするとき（休業中の登校日を含む）
- (5) 病気・負傷による1週間以上の欠席・見学及び法定伝染病や感染症等にかかったとき（医療機関証明書等を添付）
- (6) 学校の設備、施設、備品等公共物を破損したとき
- (7) 交通事故等にあったとき
- (8) 下宿するとき
- (9) 通学方法等を変更したとき
- (10) スマートフォン等を校内に持ち込むとき

(イ)許可願を必要とする場合

- (1) 退学・転学・休学・復学・留学・転籍するとき
- (2) 始業から放課までの間に校外に出るとき
- (3) クラス・部活動等で行事をするとき（合宿を含む）
- (4) 特別に校舎・校具を使用するとき
- (5) 校内で会を組織したり、集会を開こうとするとき
- (6) 校内で印刷物等の掲示・配布をするとき
- (7) 規程の服装によらないで登校するとき
- (8) 自転車通学をするとき
- (9) バイク通学をするとき
- (10) 運転免許を取得するとき
- (11) アルバイトをするとき
- (12) 校外の団体に加入するとき、また、校外の行事等に参加するとき。
- (13) 追考査、再考査の受験を希望するとき
- (14) 規程の下校時刻以後まで残留するとき

(ウ)交付願・申請（書）を必要とする場合

- (1) 調査書、推薦書の交付を求めるとき
- (2) 学割を求めるとき
- (3) 卒業証明書を求めるとき
- (4) 卒業見込証明書を求めるとき
- (5) 在学証明書を求めるとき
- (6) 学習成績証明書を求めるとき
- (7) その他各種証明書等を求めるとき

<交通に関する規程>

1. 道路交通法および香川県条例を遵守すること。
2. 通学方法および通学路は入学当初に届け出ること。なお、これに変更あるときは、速やかに届け出ること。
3. 自転車で通学するものは、許可を受け、ステッカーを指定された個所につけなければならない。
4. 自転車は定められた場所に整頓し、必ず施錠して置くこと。
5. 常に自転車の安全整備を心がけること。なお、自転車の改造をしてはならない。
6. 運転免許の取得は原則として認めない。ただし、特別な事由のあるものは校長の許可を得て取得することができる。

<アルバイトに関する規程>

アルバイトは原則として禁止する。ただし、特別な事由のあるものは許可されることがある。

1. アルバイトをしようとするときは、アルバイト許可願を提出して校長の許可を受けなければならない。
2. アルバイトの許可を受けるにあたっては、就労内容、条件、環境等が適切であり、修学に支障がない場合でなければならない。
3. アルバイトに従事するときは、アルバイト許可証を携帯すること。
4. 本校の内規に抵触したとき、校長はアルバイトの中止を命じる。
5. アルバイトを中止または終了したときは、直ちにその旨を届け出るとともに、就業報告書を提出すること。
6. 無許可でアルバイトに従事した生徒については、校長は、直ちに中止を命じ、懲戒等の指導の対象とする。

<服装に関する規程>

1. 服装は制服を着用するものとし、制服の様式は、別途に定めるとおりとする。なお、更衣の具体的な期日はそのつど定める。
2. 靴は黒色・茶色の革靴または白色・黒色の運動靴とし、華美でないものとする。
3. ソックスは白色・紺色・灰色・黒色とし、タイツ・ストッキングを使用するときはベージュ又は黒のものとする。
4. アンダーシャツ、セーター等を着用する場合は、華美でないものとし、外から見えないようにする。
5. この規程に定める以外の服装で通学するときは、許可を受けなければならない。
6. 髪は清潔端正なものとする。